

様式第 5 号（第 6 条関係）

聴聞参加許可書

第 号
年 月 日

様

主宰者住所

氏名 ④

年 月 日に において行う聴聞への参加については、
行政手続法第 17 条第 1 項の規定により許可する。

備考

- 1 あなたは、聴聞において、事案について意見を述べ、及び有利な証拠書類等を提出することができます。また、聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
- 2 あなたが病気その他やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。なお、代理人を選任したときは、聴聞の期日までに代理人選任届を提出してください。
- 3 あなたは、聴聞が終結する時までの間、この不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 4 聴聞の当日は、その 7 日前までに聴聞の主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。